

令和8年 第2回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和8年4月30日 開会

令和8年4月30日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和8年第2回南種子町議会臨時会目次

第1号（4月30日）（木曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例の一部を改正する条例]	4
税務課長説明	4
質疑	7
8番 上園和信議員	7
討論	9
採決	9
1. 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について [南種子町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例]	9
税務課長説明	9
質疑	10
8番 上園和信議員	10
討論	10
採決	11
1. 日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について [令和7年度南種子町一般会計補正予算 (第9号)]	11
総務課長説明	11
質疑	13
8番 上園和信議員	14
討論	14
採決	14
1. 日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について [令和7年度南種子町国民健康保険事業	

	勘定特別会計補正予算（第6号）]	14
	くらし保健課長説明	14
	質疑	15
	討論	16
	採決	16
1.	日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について [令和7年度南種子町介護保険特別会計 補正予算（第6号）]	16
	くらし保健課長説明	16
	質疑	17
	討論	17
	採決	17
1.	日程第9 承認第7号 専決処分した事件の承認について [令和7年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算（第6号）]	18
	くらし保健課長説明	18
	質疑	18
	討論	18
	採決	19
1.	日程第10 議案第30号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）	19
	総務課長説明	19
	質疑	20
	9番 濱田一徳議員	20
	2番 野首久教議員	20
	討論	21
	採決	21
1.	閉 会	21

令和8年 第2回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和8年4月30日

令和8年第2回南種子町議会臨時会会議録

令和8年4月30日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について
[南種子町税条例の一部を改正する条例]
- 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について
[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例]
- 日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について
[令和7年度 南種子町一般会計補正予算（第9号）]
- 日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について
[令和7年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第6号）]
- 日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について
[令和7年度 南種子町介護保険特別会計補正予算
（第6号）]
- 日程第9 承認第7号 専決処分した事件の承認について
[令和7年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会
計補正予算（第6号）]
- 日程第10 議案第30号 令和8年度南種子町一般会計補正予算（第1号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番 川内田 行 博 議員

2番 野 首 久 教 議員

3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員 (0名)

5. 出席事務局職員

局 長	日 高 一 幸	書 記	河 野 彰 子
-----	---------	-----	---------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	日 高 左 京	企 画 課 長	立 石 勝 行
くらし保健課長	外 園 幸 喜	町民福祉課長	岩 元 浩 美
税 務 課 長	小 川 浩 輝	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	保 育 園 長	鮫 島 幸 紀
教育委員会管理課長 兼給食センター所長	立 石 拓 也	教育委員会 社会教育課長	河 東 昭 寛
農業委員会 事務局 長	才 川 い ず み		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから、令和8年第2回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。質疑については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項などルールを厳守してお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、1番、川内田行博議員、2番、野首久教議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、町長提出の承認第2号から承認第7号及び議案第30号の計7件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは提案理由について、御説明を申し上げます。

今回の臨時会に提案をいたしました案件は、専決処分いたしました条例案件2件、同じく専決処分いたしました予算案件4件、それと予算案件1件の計7件でございます。

それでは、承認案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第2号及び承認第3号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日

に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例及び南種子町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第4号から承認第7号の4件は、令和7年度一般会計及び3つの特別会計について、各収入の確定並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

議案第30号は、令和8年度南種子町一般会計補正予算（第1号）でございまして、540万円を追加し、予算の総額を歳入歳出79億1,940万円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、電子地域通貨チャージ機購入費用や宇宙留学用備品購入費用などが主なものでございます。

以上議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折りに担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例の一部を改正する条例]

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長 それでは、承認第2号について御説明申し上げます。

承認第2号は、専決第2号南種子町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、軽自動車税の環境性能割の廃止、税負担軽減措置等の整理合理化などについて、地方税法の一部を改正する法律令和8年法律第2号が令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改定を行ったものです。

それでは新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開きください。

まず、第18条の3及び第19条については、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に2ページをお開きください。

第33条は、所得割の課税標準に個人が上場企業等の株式を3%以上保有している大口株主として受け取る配当金、いわゆる特定大口株主配当等が追加されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に第34条の7第2項は、寄附金税額控除額の算定について、地方税法附則第5

条の6第2項に定める平成26年度から令和20年度までの読み替え規定について、適用期間を延長することに伴い、規定の整備を行うものです。

次に3ページの第36条の2及び4ページの第36条の3の2は、第36条の3の3の条文改正に伴い、項ずれ等の反映を行うものです。

続いて5ページをお開きください。

第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出内容の見直しに伴い、規定の整備を行うものです。

次に8ページをお開きください。

第63条は、固定資産税の免税点について、家屋にあっては、改正前の20万円から今回の改正で30万円に。償却資産にあっては、改正前の150万円から今回の改正で180万円に、地方税法等の改正に併せて、規定の整備を行うものです。

次に、第80条から14ページの第91条までについては、軽自動車税環境性能割が廃止されたことにより、各条文等の規定の整備を行うものです。

続いて15ページをお開きください。

附則第6条については、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例適用期限の延長に伴い、規定の整備を行うものです。

続いて16ページをお開きください。

附則第7条の3については、地方税法附則第5条の4が改正されたことに伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するものです。

17ページをお開きください。

附則第7条の4については、寄附金税額控除における特別控除額の特例において、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、附則第8条については、肉用牛の売却による課税の特例について、地方税法附則第6条の改正に伴い、適用期間を延長するものです。

18ページをお開きください。

附則第9条の2については、地方税法附則第7条の3の改正に基づき、特別控除対象寄附金、いわゆるふるさと納税の期間延長及び読み替え規定の追加を行うものです。

19ページをお開きください。

附則第10条の2については、固定資産税の課税標準の特例について、地方税法附則第15条第14項の規定が削除されたことに伴う項ずれによる規定の整備、及び同条第24項に規定する「わがまち特例」の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

21ページをお開きください。

附則第10条の3及び24ページの附則第10条の4については、地方税法施行令附則第12条第16項が新たに追加されたことに伴い、項ずれ等による規定の整備を行う

ものです。

続いて 25 ページをお開きください。

附則第 10 条の 5 については、令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について、法規定の新設にあわせて規定の整備を行うものです。

続いて 27 ページをお開きください。

改正前附則第 15 条の 2 から 31 ページの附則第 16 条の 2 までについては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、規定の整備を行うものです。

32 ページをお開きください。

附則第 16 条の 3 から 33 ページの附則第 17 条については、地方税法附則第 5 条の 4 に定める平成 20 年度から平成 28 年度までの住宅借入金等特別控除の適用条項が削除されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

34 ページをお開きください。

附則第 17 条の 2 については、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期間が令和 11 年度までに延長されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

35 ページをお開きください。

附則第 18 条及び 36 ページの附則第 19 条については、地方税法附則第 5 条の 4 が削除されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、附則第 19 条の 3 については、特定暗号資産の譲渡をした場合の所得について、他の所得と分離して所得割を課し、また、損失の金額があった場合には、3 年間繰越控除が可能となる課税の特例の見直しに伴い、今回新設されるものです。

38 ページをお開きください。

附則第 20 条から 40 ページの附則第 20 条の 3 については、地方税法附則第 5 条の 4 が削除されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、今回の改正条例の附則について、御説明いたします。改正条例の 9 ページをお開きください。

附則第 1 条は施行期日について、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものですが、第 1 号として、第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定については、令和 9 年 1 月 1 日より施行するものです。

第 2 号は、第 63 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定については、令和 9 年 4 月 1 日より施行するものです。

第3号は、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定については、令和10年1月1日より施行するものです。

第4号は、附則第7条の4の改正規定及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日より施行するものです。

附則第2条は、町民税に関する経過措置。10ページの附則第3条は、固定資産税に関する経過措置。11ページの附則第4条については、軽自動車税に関する経過措置について定めるものです。

附則第5条については、再度、新旧対照表の最終ページ42ページをお開きください。

南種子町税条例の一部を改正する条例平成26年条例第13号第6条について、軽自動車税環境性能割が廃止されたことにより、規定の整備を行うものです。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） この専決処分は、3月31日に国が公布されたという説明であります。議会の本会議において議決決定すべき事件について、町長が決定をするというのが専決処分であります。これは、この地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分をしたとの説明であります。この条項には、4つの要件が定められております。その4つの要件のうちどの要件に該当するのか。

それから、税のこの一部改正によって、税負担が増えてくるのか、減るのか。

それで3月31日の公布ですが、県の説明会はその前にあったと思うんですが、県の説明会はいつ開催されてたのか。この3点についてお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 税務課長。

○税務課長 上園議員の御質問にお答えいたします。

承認第2号及び承認第3号につきましては、地方自治法第179条第1項に定めます4要件のうち、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに、該当すると判断しております。

その理由としましては、先ほども説明させていただきましたとおり、国会での地方税改正が年度末である3月31日に可決成立し、即日公布され、原則として4月1日施行となりました。

そのため、条例改正は新年度の4月1日から適用する義務があるため、3月末から

4月頭に議会を招集して審議する時間的余裕がなく、専決処分を行い、今回承認を求めるものでございます。

次に、今回の改正により納税者への税の負担の発生は伴うか。という御質問についてお答えいたします。

今回の南種子町税条例については、軽自動車税の環境性能割の廃止や寄附金税額控除の延長、固定資産税の免税点の改正、住宅借入金等特別税額控除の延長、肉用牛の売却による課税の特例延長など、全体的には納税者の税負担は軽減されると理解しております。もちろん条項ごとに規定がございますので、納税者一人一人のケースの場合には、それぞれの収入体系が多岐にわたりますので、場合によっては負担増となる場合もありますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

また、県の説明会の開催日についてはちょっと今手元に資料がなく、またそこは後で御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 税の負担は発生しないということですね。

それで、地方自治法第179条第1項の3を適用したということではありますが、この3は、地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであること。このようになっているんです。

県の説明会は、その前に確かあると思うんです。その説明会を受けて、だから3月の31日までに、議会の開催ができたと思うんですよ。これを審議するための。はっきりその県の説明会がいつあったのか。わかりませんか。

○議長（塩釜俊朗議員） 税務課長。

○税務課長 今回の改正についてはですね、国・県もちろん改正前の各情報等は各自治体の方、市町村に流れてきておりますので、我々もその情報に基づき、今回の税改正の準備をしてきたところです。あくまでも我々の準備の方も、成立がまだですので、案ということで、随時、情報をもらいながら準備をしておったということです。

ちょっとその説明会の開催については、また確認をしたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ただいま課長の方から答弁がありましたが、仮に県の説明が事前にあったとしても、これは法律がおおってないわけでありまして、公布をされたのはあくまでも3月31日です。そうすると準備はそれぞれの自治体もやると思いますが、その前に議会を開催をしてやるということはできないわけでありまして、そこについてはそういう専決処分のこの法律、地方自治法第179条第1項の先ほど課長申し上げま

したとおり、31日の日に国が公布して翌日施行でありますので、それに基づいたことをそれぞれの自治体も専決処分をしてそれぞれ条例等整備をするわけでそこについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について

〔南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長 承認第3号について御説明申し上げます。

承認第3号は、専決第3号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めますのでございます。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げや、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しなどについて、地方税法等が改正され、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開きください。

まず、第2条及び第23条第1項については、地方税法施行令の改正により、医療分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、「子ども・子育て支援納付金」の課税限度額として新たに3万円が新設されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

2ページをお開きください。

第23条第1項第2号及び第3号については、中間所得層の方に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割軽減及び2割軽減の対象と

なる所得算定時の被保険者等の数に乗すべき金額の改正により、規定の整備を行うものです。

これらの改正により、所得の高い方は、より負担が増えることとなりますが、中間所得層の方には負担を配慮した改正内容となっております。

次に第23条第2項第3号については、国民健康保険の被保険者世帯内に未就学児が含まれる場合の減額措置について、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に係る減額規定の整備を行うものです。

次に第23条第3項及び3ページの同条第4項については、地方税法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例文の3枚目をお開きください。

附則第1項は、施行日を令和8年4月1日と定めるものです。

附則第2項は、経過措置として、改正後の規定は令和8年度以後の国民健康保険税に適用し、令和7年度以前については従前の例によることを定めるものです。

以上で説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 承認第2号と同じ質問ですが、この改正によって、納税者に税負担があるのか、ないのか。

○議長（塩釜俊朗議員） 税務課長。

○税務課長 上園議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御説明いたしました、5割軽減2割軽減の算定基準の改正、それから上限額の改正を提案しているわけなんです。今現在の本年度の国民健康保険税の軽減対象の割合となっている世帯数で申し上げますと、5割軽減に該当する方が、改正後で2世帯増加するという形になります。

限度額が66万円から67万円になるわけですが、ここの金額が変わったからといってその世帯が負担が増える世帯とかそういったのは、本年度の課税の世帯状況を見ると、そういった動きになっております。

結局、5割軽減に該当する方が2世帯増えるという形になります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について

〔令和7年度南種子町一般会計補正予算（第9号）〕

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、承認第4号、専決第4号で処分した令和7年度南種子町一般会計補正予算（第9号）について説明申し上げます。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整で、歳出予算については各事業の確定、執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分したものであります。

それでは予算書に基づいて説明をしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,759万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,200万円とするものであります。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に4枚目をお開きください。

第2表の継続費補正については、変更1件となっております。莖南小学校建設事業について事業費総額を12億5,045万5,000円に変更し、年割額をそれぞれ変更するものでございます。

第3表繰越明許費補正については、追加1件、変更1件であります。

まず、総務費の物価高騰に伴う生活者支援給付金事業第2弾については、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した電子地域通貨付与事業の第2弾分を繰り越すものでございます。

次に、教育費町内学校特別教室空調整備工事実施設計業務委託については、入札執行等に伴い金額を減額するものでございます。

次のページ、第4表の債務負担行為補正については、変更3件で、入札執行等に伴い限度額をそれぞれ変更するものでございます。

第5表の地方債補正については、今回補正に計上の各事業について財源調整を行い、計2件の限度額を変更するものでございます。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明をいたします。

歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の調整となります。

それでは17ページをお開きください。

まず17ページから24ページ、総務管理費については、ふるさと納税受注管理等業務手数料の減額が主なもので、9,058万9,000円を減額するものであります。

次に30ページから31ページ、児童福祉費については、病児保育事業補助金の減額が主なもので、861万円を減額するものであります。

次に34ページから35ページ、清掃費については、離島対策事業協力出せん金補助金の減額が主なもので、598万4,000円を減額するものであります。

次に39ページから40ページ、林業費については、戦略産品輸送支援事業補助金の減額が主なもので、464万1,000円を減額するものであります。

次に40ページから41ページ、水産業費については、漁業操業支援事業補助金の減額が主なもので、773万5,000円を減額するものであります。

次に41ページから43ページ、商工費については、スポーツスクール実行委員会負担金の減額が主なもので、601万1,000円を減額するものであります。

次に46ページから47ページ、消防費につきましては、熊毛地区消防組合負担金の減額が主なもので、700万7,000円を減額するものであります。

次に48ページから50ページ、小学校費については、荃南小校舎建設工事の減額が主なもので、639万3,000円を減額するものであります。

次に52ページから55ページ、社会教育費につきましては、中央公民館屋内運動場建設工事の減額が主なもので、1,156万7,000円を減額するものであります。

次に55ページから56ページ、保健体育費については、農業者トレーニングセンター改修事業の減額が主なもので、311万6,000円を減額するものであります。

次に57ページ、繰出金については、介護保険特別会計への減額が主なもので524万6,000円を減額するものであります。

次に58ページ、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金については、2,361万7,000円を減額し、3,355万4,000円を基金に積み立てるものであります。

以上が歳出となります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

歳入予算については各収入の確定等に伴う調整となります。

まず、地方揮発油譲与税から5ページ、交通安全対策特別交付金については、交付決定に基づくものでございます。

次に同ページ、分担金及び負担金から7ページ、使用料及び手数料については、実績見込み等によるものでございます。

次に同ページから9ページ、国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、デジタル基盤改革支援補助金の減額が主なものでございます。

次に同ページから11ページ、県支出金については、事業の確定等に伴うもので、団体営農地等災害復旧事業補助金の減額が主なものでございます。

次に12ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金の実績見込み等によるもので、3,859万円を減額するものでございます。

次に同ページから13ページ、繰入金については、歳入決定や不用額等の減額に伴い、合計で1億9,158万6,000円を各基金へ繰り戻すものでございます。

次に14ページから16ページ、諸収入につきましては、電子地域通貨加盟店手数料の減額が主なもので、45万3,000円を減額するものであります。

最後に16ページ、町債については、各事業費の確定等に伴い調整をするもので、1,720万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は、歳出、歳入、継続費、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正の順に区分をして行います。

まず、歳出17ページから59ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、歳入3ページから16ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第2表継続費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第3表繰越明許費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第4表債務負担行為補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第5表地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、全般にわたって質疑ありませんか。

8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これは、専決処分ですよね。専決処分書をこれは必要ないんですかね。専決処分書。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

この議案については、鏡にあるとおり専決処分した事件の承認ということでつけておりますので、ちょっと例年の状況確認はしてないですけども、議案としてはこれで成立しているというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 承認第2号3号にはついてるんですが、この4号と5号、これから審議に入る5号6号7号にもいえることですが、町長、これ、つける必要ないんですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長

○総務課長 お答えいたします。

例年この予算の専決については、処分書の添付はしておりませんので、同様の方法で提出をしておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第6号）]

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 承認第5号について御説明申し上げます。

承認第5号は、専決第5号で処分した令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,085万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,414万5,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1、国民健康保険税につきましては、過年度の収納見込みにより8万円を増額するものでございます。

次に款の4、使用料及び手数料につきましては、督促手数料の収納見込みにより9万6,000円を減額するものでございます。

次に款の6、県支出金の保険給付費等交付金につきましては、それぞれ交付決定に伴い2,203万3,000円を減額するものでございます。

次に3ページから4ページ、款の12、諸収入の延滞金及び加算金につきましては、収納見込みにより120万7,000円を増額するものでございます。

次に、雑入の各種検診等個人負担金につきましては、1万3,000円を減額するものでございます。

次に歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1、総務費につきましては執行残によるもので、総務費合計で43万4,000円を減額するものでございます。

次に5ページから6ページ、款の2、保険給付費につきましては、給付実績に伴い保険給付費合計で1,838万6,000円を減額するものでございます。

次に6ページから7ページ、款の6、保健事業費につきましては、各種保健事業や特定健康診査等事業の実績に伴い保険事業費合計で168万9,000円を減額するものでございます。

次に款の8、公債費につきましては、5万円を減額するものでございます。

次に款の9、諸支出金につきましては、保険税の過年度還付金等の実績に伴い29万6,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について

〔令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算
(第6号)〕

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 承認第6号について御説明申し上げます。

承認第6号は、専決第6号で処分した令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第6号)でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,343万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,316万9,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1、保険料につきましては、被保険者の転出・転入など資格取得等に伴い1,165万5,000円を増額するものでございます。

次に款の3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料の収納見込みにより5,000円を減額するものでございます。

次に3ページから4ページ、款の4、国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、介護給付及び地域支援事業の交付決定等に伴い、それぞれ

補正するものでございます。

次に款の 8、財産収入につきましては、介護保険基金積立金利息を 5,000 円減額するものでございます。

次に 4 ページから 5 ページ、款の 10、繰入金につきましては、歳出補正に伴い、それぞれ減額するものでございます。

次に款の 13、項の 2 預金利息につきましては、6,000 円を増額するものでございます。

次に項の 4 雑入につきましては、各サービス利用者負担金の確定に伴い 9 万 9,000 円を減額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

6 ページをお開きください。

款の 1、6 ページから 7 ページ、総務費につきましては、執行残によるもので、総務費合計で 68 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に 7 ページから 12 ページ、款の 2 保険給付費につきましては、各事業の給付実績に伴うもので、保険給付費合計で 3,210 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に 12 ページから 15 ページ、款の 5 地域支援事業費につきましては、各事業の実績に伴うもので、地域支援事業費合計で 380 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に款の 6 基金積立金につきましては、330 万円を増額するものでございます。

次に款の 7 公債費、款の 8 諸支出金につきましては、実績に基づき減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから承認第 6 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号はこれを承認することに決定しました。

日程第9 承認第7号 専決処分した事件の承認について

[令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正
予算(第6号)]

○議長(塩釜俊朗議員) 日程第9、承認第7号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 承認第7号について御説明申し上げます。

承認第7号は、専決第7号で処分した令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第6号)でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,549万7,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

まず歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1、後期高齢者保険医療保険料につきましては、賦課更正等によるもので8万3,000円を減額するものでございます。

次に款の2使用料及び手数料につきましては、督促手数料の収納見込みにより2,000円を減額するものでございます。

次に款の6諸収入につきましては、保険料還付金及び各保険事業費確定等に伴うもので、それぞれ減額するものでございます。

次に歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付金の確定に伴い8万3,000円を減額するものでございます。

次に款の3保健事業費につきましては、執行残により、22万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長(塩釜俊朗議員) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗議員) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、これを承認することに決定しました。

日程第10 議案第30号 令和8年度南種子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議案第30号令和8年度南種子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第30号令和8年度南種子町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ540万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,940万円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に3ページをお開きください。

第2表の継続費については、荃南小屋外プール改築事業について事業費総額を2億621万7,000円とし、年割額をそれぞれ設定するものでございます。

第3表の債務負担行為補正については変更1件であります。南種子町が借り受けるサテライトオフィスネットワーク機器リースについて、契約期間の変更に伴い最終年度の限度額を増額する必要があるため、変更するものでございます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

それでは4ページをお開きください。

総務管理費については電子地域通貨チャージ機購入費用が主なもので、235万6,000円を増額するものであります。

次に同ページ、教育総務費については宇宙留学用備品購入費用が主なもので、180万円を増額するものであります。

次に5ページ、社会教育費については自然の家ボイラー修繕費用が主なもので、107万6,000円を増額するものであります。

以上が歳出になります。

次に歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

地方交付税については今回補正の不足額を補うため、普通交付税 540 万円を増額するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細につきましては、この後の審議において、それぞれの担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしく願います。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は歳出、歳入、継続費、債務負担行為補正の順に区分して行います。

まず、歳出、歳入の全般にわたって質疑はありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 歳出の4ページの宇宙留学用備品、主なものとしてどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長 宇宙留学の備品について御説明いたします。

これまで移住定住用に1人、セトルの住宅の移住定住用の方の住宅を今年度、家族留学の方に居住をしてもらっています。その方々へのそのセトルの住居へのクーラー設置の備品になります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 4ページの電子地域通貨事業費の中で備品購入費ということで、169万円と負担金が30万円。これについては、先ほど審議しました令和7年度の一般会計の方で削除となっていた項目であります。私の考えでは、Aコープのほうにこれを設置するというふうな話を前回のときにしていたと思いますけれども、今回もそのとおりになるのかなとは思っていますけれども、これについてチャージ機と設置、そしてAコープであれば、現在どのように話が進んでいるのかということで説明いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えいたします。7年度において予算を計上いたしておりましたが、ずっと協議をしてきておりました。ただ7年度での設置の方向で進んでいたんですけども、協議が間に合いませんでしたので、今回、新たに7年度分については減額をして、それで最終決定をいたしましたので、Aコープに設置をするということで新年度で予算を組み替えさせていただいたところでもあります。

あと、温泉センターのほうにも設置をするものであって、それを合わせた予算ということでもあります。

それから、先ほど教育委員会のほうから、宇宙留学の備品について答弁がありましたが、これまでセトルのほうで家族留学が23世帯だったと思いますけれども、今回は27世帯になりましたので、その枠が増えたものでありますから、その対応と

いうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に第2表継続費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に第3表債務負担行為補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に全般にわたって質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号令和8年度南種子町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和8年第2回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前 10時58分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩釜俊朗

南種子町議会議員 川内田行博

南種子町議会議員 野首久教